

りぷる

さっぽろ

Vol. **4** Summer

特集

自営業主と家族従業者の
おかれている労働環境

インタビュー

ジェンダーフリーていね



自営業主と家族従業者のおかれている労働環境

一般の雇用労働者においては、男女雇用機会均等法や育児介護休業法の改正などにより、労働環境は改善されてきていますが、一方で自営業で働く者、とりわけ家族従業者は、職場と家庭の境があいまいで、不安定な労働状況になりがちであるなど、さまざまな問題を抱えていると思われます。

このことから、札幌市では自営業主や家族従業者の生活、就業実態、さらに男女共同参画に関する意識を把握するため、平成15年度に「自営業者の家族従業者等実態調査」を実施しました。

今回は、この調査結果から自営業主やその家族従業者のおかれている労働環境について特集します。

1.働き方についての現状

(1) 労働条件についての取り決め

自営業で働く家族従業者に労働条件についての取り決めをしているかどうか聞いたところ、何らかの取り決めをしていると回答のあった割合は、報酬については7割、休日・休暇については5割以下となっています。

このことは一般の企業に勤務する労働者は、労働基準法に基づき使用者からの労働条件の明示が義務付けられていることに対し、自営業で働く家族従業者においては、労働条件の明示が義務付けられていないことなどが影響しているのではないかと考えられます。

労働条件について取り決めをしている割合

	家族従業者
報酬(給料)について	70.8%
休日・休暇について	47.2%

(2) 長い労働時間

営業日(平日)における労働時間について聞いたところ、自営業主の営業日における労働時間は、10.6時間、家族従業者では6.8時間となっています。これを、他の調査の有職者全体の労働時間と比較すると、自営業主では3.0時間長くなっており、他の有職者と比べ、労働に長い時間を費やしていることが分かります。

一方、家族従業者の労働時間については、他の有職者と比べ、それほど大きな違いは見られませんでした。

営業日(平日)における労働時間

	労働時間
自営業主(営業日)	10.6時間
家族従業者(営業日)	6.8時間
有職者全体(平日)*	7.6時間

*「2000年国民生活時間調査報告書」(NHK放送文化研究所、2001年)より

2. 家業と家庭生活の両立についての現状

(1) 多い女性の家事時間

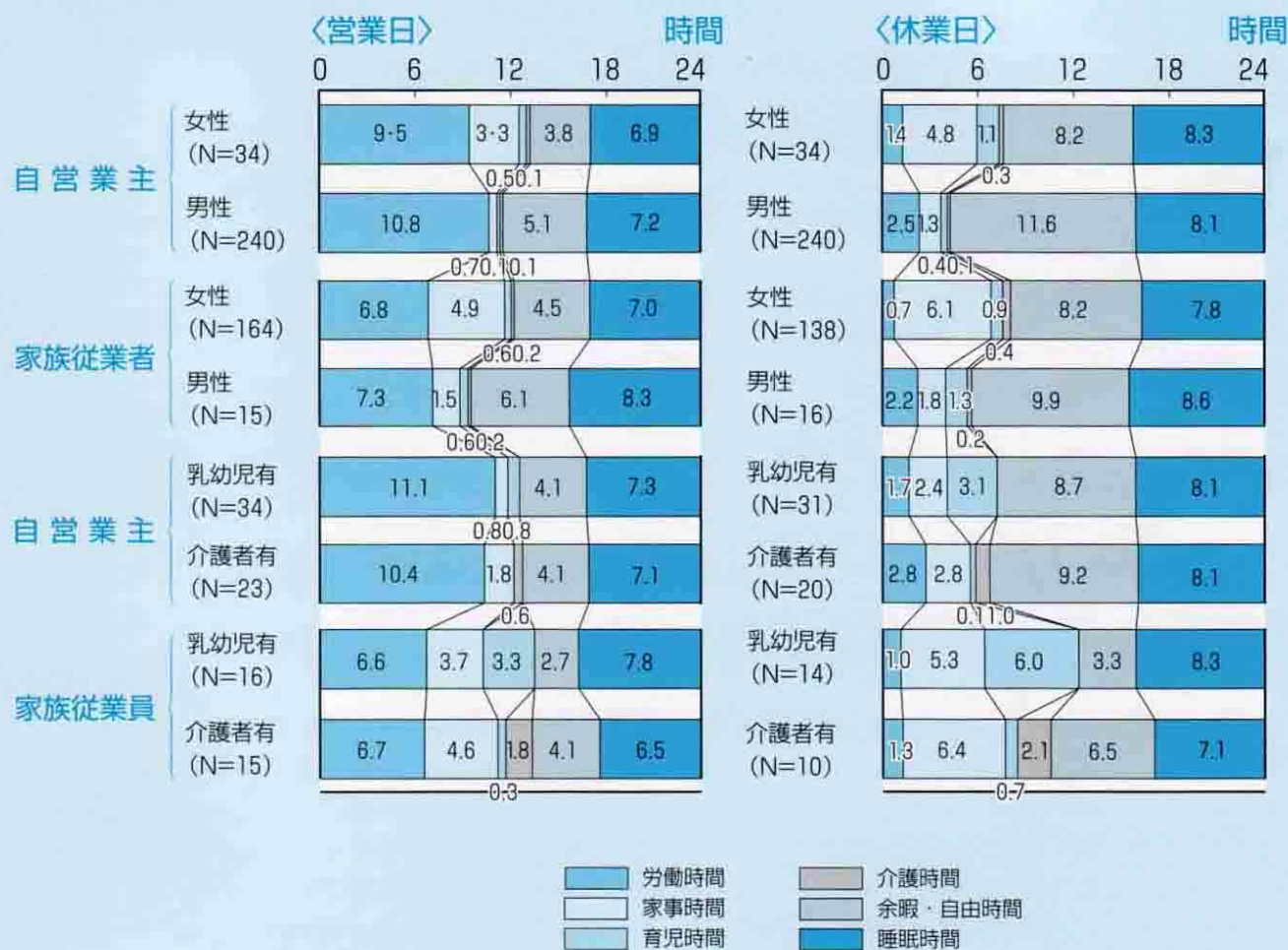
営業日・休業日の過ごし方について、1日のうちどのようなことにどれくらいの時間を割いているのか聞いたところ、女性の家事時間は自営業主、家族従業者とも多くなっていることが分かりました。

特に、女性の家族従業者は家事に多くの時間が割かれており、営業日で4.9時間、休業日では6.1時間となっています。一方、男性は家事に使う時間が少なく、その分余暇・自由時間が多くなっています。このことから、女性は自分の余暇・自由時間を家事に使って

ると言えます。

さらに、乳幼児のいる家庭や、介護が必要な高齢者がいる家庭のみで集計すると、育児・介護それぞれにかかる時間が長くなっています。特に、乳幼児のいる家族従業者は、家事時間に加えて、営業日で3.3時間、休業日で6.0時間を育児時間に使っています。また、介護の必要な高齢者がいる家庭においても、介護に多くの時間を使っていますが、乳幼児のいる家庭と比べて使う時間は短くなっています。

営業日・休業日の過ごし方



(2) 仕事と家庭生活が不明確

家族従業者が働く場合に困ることは何かについて聞いたところ、回答割合が高かった項目は、自営業主と比較した場合、「仕事と家庭生活のけじめがない」「自分の自由な時間がとれない」「家族がいつも一緒にいること（息抜きができない）」となっています。

また、働く場合の良さとしては、「仕事と家事のやりくりがつけやすい」「家族で一緒に働くことができる」

「子どもの世話をしながら仕事ができる」「介護をしながら仕事ができる」といった項目が挙げられます。

このことから、家族従業者は、労働時間と家事時間が明確になっておらず、仕事の合間に家事を行ったり、育児を行ったりするという状況をうかがい知ることができます。

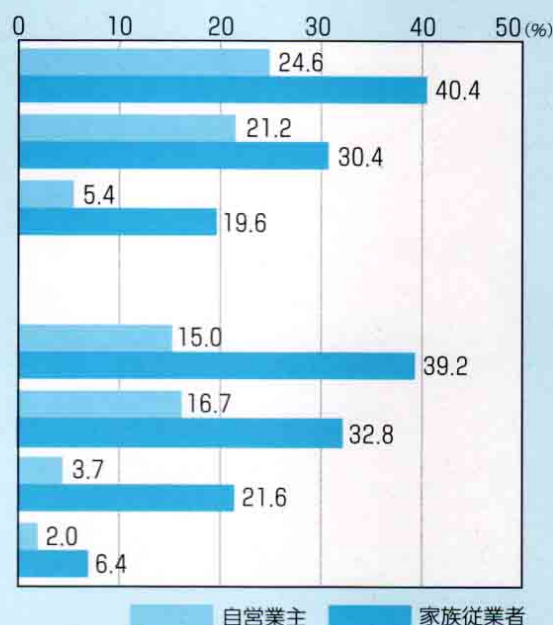
家族従業者（自営業主）として働く場合に困ること・働く場合の良さ（抜粋）

働く場合に困ること

仕事と家庭生活のけじめがない
自分の自由な時間がとれない
家族がいつも一緒にいること
（息抜きができない）

働く場合の良さ

仕事と家事のやりくりがつけやすい
家族で一緒に働くことができる
子どもの世話をしながら仕事ができる
介護をしながら仕事ができる



〈自営業者の家族従業者等実態調査の概要〉

●調査の実施期間

平成15年12月～平成16年1月

●調査対象（郵送方式）

(1) 自営業主調査

札幌市内に住所を置く従業者規模3人以下の自営業主1500人（回収率25.1%）

(2) 家族従業者調査

(1)の自営業で働く家族従業者1500人（回収率19.1%）

●調査票の主な項目（自営業主調査／家族従業者調査の共通項目）

- ・家業とのかかわり
- ・健康について
- ・働く場合に困ること
- ・働くことの良さ
- ・行政の支援策
- ・営業日および休業日の過ごし方
- ・自分自身の今後の生活について
- ・育児をするために必要なこと
- ・男女の地位について
- ・家族の役割について
- ・女性の望ましい働き方について など

札幌市

男女共同参画推進室 からのお知らせ

Information

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL:(011)211-2962 FAX(011)218-5164
ホームページ:<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/>

配偶者暴力防止法が改正されました

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が平成16年5月27日に改正され、12月に施行されます。暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充、被害者の自立支援策の明確化など、今回の改正のポイントをご紹介します。

「配偶者からの暴力」の定義の拡大

暴力の内容については、保護命令（※）などに関する部分を除き、身体的な暴力に加えて心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれるようになりました。

（※）保護命令…裁判所に申し立てると、暴力を振るう配偶者に対し、被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令が出されます。

保護命令制度の拡充

配偶者からの暴力に加え、離婚後に元配偶者から引き続き受ける暴力に対しても、保護命令の申し立てができるようになり、被害者と同居する未成年の子どもについて、配偶者が連れ戻す疑いがある場合などは、子どもへの接近も禁止できるようになりました。

また、配偶者に住居からの退去を命じる期間が2週間から2カ月に延長され、併せて住居付近のはいかいも禁じられるようになったほか、退去命令を再度発する必要があるときに限り、再度申し立てることが可能になりました。

市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施

都道府県のほか、市町村でも配偶者暴力相談支援センターの業務を行えるようになりました。

被害者の自立支援の明確化等

配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する施策について、国は基本方針を、都道府県は基本計画を定めることとなりました。

また、配偶者暴力相談支援センターが、就業促進や住宅確保といった自立支援について、情報提供や関係機関との連絡調整などを行うことが明確にされたほか、民間団体との連携に努めることとされました。

このほか、警察などによる援助や被害者の保護にかかわる職員への苦情処理、外国人や障がい者などへの対応についても盛り込まれ、施行後3年をめどとして、あらためて規定の見直しがされることとなっています。

もしあなたが夫やパートナーから暴力を受けているのなら

一人で悩まず、次の相談窓口へ相談してください。

■北海道立女性相談援助センター ☎666-9955

【相談時間】平日午前9時～午後5時

■札幌市男女共同参画センター（男女の人権相談）
☎728-1226

【相談時間】月曜日午前10時～正午
水曜日午後6時～8時

■札幌市各区役所（母子・婦人相談）

中央区 ☎231-2400	豊平区 ☎822-2400
北区 ☎757-2400	清田区 ☎889-2400
東区 ☎741-2400	南区 ☎582-2400
白石区 ☎861-2400	西区 ☎641-2400
厚別区 ☎895-2400	手稲区 ☎681-2400

【相談時間】平日午前8時45分～午後5時15分

■駆け込みシェルター運営委員会 ☎622-7240

【相談時間】平日午前10時～午後5時

夫・パートナーの暴力から緊急に避難したいときは、次の施設に連絡してください

■北海道立女性相談援助センター
（緊急一時避難連絡） ☎666-9955

【対応時間】24時間対応

■駆け込みシェルター運営委員会 ☎622-7240

【対応時間】平日午前10時～午後5時

■札幌市緊急一時保護施設

【対応時間】上記区役所開庁時は各区役所「母子・婦人相談」
上記区役所閉庁時は ☎251-7994へ

Interview

インタビュー

このコーナーは、地域で男女共同参画社会を推進するための活動に取り組んでいる個人や団体をご紹介します、その活動内容をお伝えします。

今回は、手稲区を中心に男女共同参画社会の実現に向け、学習活動と啓発活動を実施している「ジェンダーフリーていね」の皆さんにお話を伺いました。



今回お話を伺った皆さん

左から、
菅原 雅子さん、
寺谷 裕子さん、
石墨 信子さん、
手稲区地域振興課
担当職員 鈴木さん

Q. 「ジェンダーフリーていね」は、どのような目的で活動をしているのですか？

A. 初めは、区役所の呼びかけにより、自分たちが男女共同参画について学ぶことが目的で集まりました。しかし、自分たちが知識を深めるだけではなく、外へ向けて情報を発信することも大切だと思い、活動の範囲を広げてきました。
発足してからもうすぐ4年になります。

Q. 具体的にはどのように情報発信を行っているのですか？

A. 地域でパネル展を行ったり、寸劇などのパフォーマンスを取り入れながらの啓発活動を行っています。また、公開学習会なども行っています。

このように、今までは情報発信に力をいれていましたが、平成15年度は、もう一度自分たちが勉強する年とし、年金やドメスティック・バイオレンスなどの勉強会や他市への視察なども取り入れました。

Q. 平成15年度は、札幌市の男女共同参画海外企画支援事業でオーストラリアへ視察に行かれたそうですね

A. オーストラリアは、まだ完全な男女共同参画社会と

はいえないのですが、政府が「意識しないと変わらない」と考え、国を挙げて男女共同参画の推進に取り組んでいる様子を知ったことが最大の収穫でした。

例えば、シドニーでは議会の開催時間を夜から昼に変え、男性議員も子育てに参加しやすい環境をつくる工夫やブリスベンでは相談窓口寄せられた件数、内容を統計処理し、その結果を政策に反映させているそうです。この視察を今後の自分たちの活動に役立てます。

Q. 今後の活動について

A. 今まで4年間活動してきた間に、私たちが使っている“ジェンダー・フリー”という言葉の定義が変わってきたように感じます。“ジェンダー・フリー”とは「固定的なジェンダー意識から自由になる」ことを意味して使っていますが、最近は「性差をなくす」という意味でとらえられ、波紋が起きている場面が見られます。この言葉の意味が誤解され、排除されていくという世間の流れを心配しています。

地域、家庭内の問題は根が深く、社会や企業内の慣習を変えることよりも難しいと感じます。このため、私たちは地域に根差した活動を今後も続けていこうと考えています。

*ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた性差をいいます。「女らしさ」「男らしさ」や「女(男)はこうあるべき」といった考え方です。

相談室 Q&A

このコーナーでは、男女共同参画センターの相談窓口に寄せられる相談内容を参考に、身近な問題解決についてご紹介します。

Q. 現在離婚を考えています。離婚の手続きはどのように進めるのでしょうか。

A. 新しい一歩を踏み出すには、大変な勇気と決断が必要です。自らが主体的に選択し、自己決定しながら、自立した生活の一つひとつ築いていくことが大切です。

離婚のような家庭の問題の場合、話し合いがつかないからといってすぐに裁判を申し立てることは出来ません（調停前置主義）。したがって、離婚は右記のような流れで進めていくことになります。

また、環境が変わると、人は大きなストレスを受けます。問題に直面したときは、一人で悩まずに、身近な人に相談することも大切です。相談の専門家など、第三者に相談する方法もあります。

札幌市男女共同参画センターの相談窓口

一人で悩まず、新たな一歩を踏み出すきっかけとして、ご利用ください。相談は無料です。

女性のための相談	総合相談	火15:00~17:00 (第2火18:00~20:00) 木10:00~12:00	728-1225 (電話・面接)
	法律相談	金13:00~15:00(要予約) (第2金18:00~20:00)	728-1222 (面接)
	心とからだ相談	火14:00~16:00(要予約) (産婦人科・精神科)	728-1222 (面接)
	仕事の悩み相談	水13:30~15:30 土10:00~12:00	728-1227 (電話・面接)
男女の人権相談		月10:00~12:00 水18:00~20:00	728-1226 (電話・面接)

① 協議離婚

夫婦の話し合いによって、離婚の合意と子の親権者の合意ができていれば離婚が成立します。現在、離婚の9割はこの方法です。離婚後に養育費等のトラブルが発生しないよう、取り決め内容について公正証書を作成することが重要です。

② 調停離婚

協議離婚が成立しない場合や離婚の合意はできていても離婚に伴う問題が解決できない場合、家庭裁判所に申し立てをすると、調停委員が公正な第三者の立場で合意成立へ向けて話し合いのあっせんをしてくれます。

③ 審判離婚

調停が不成立の場合、家庭裁判所が審判により離婚を認める場合があります。しかし、どちらか一方の異議申し立てによって効力を失うため、あまり利用されていないのが実情です。

④ 裁判離婚

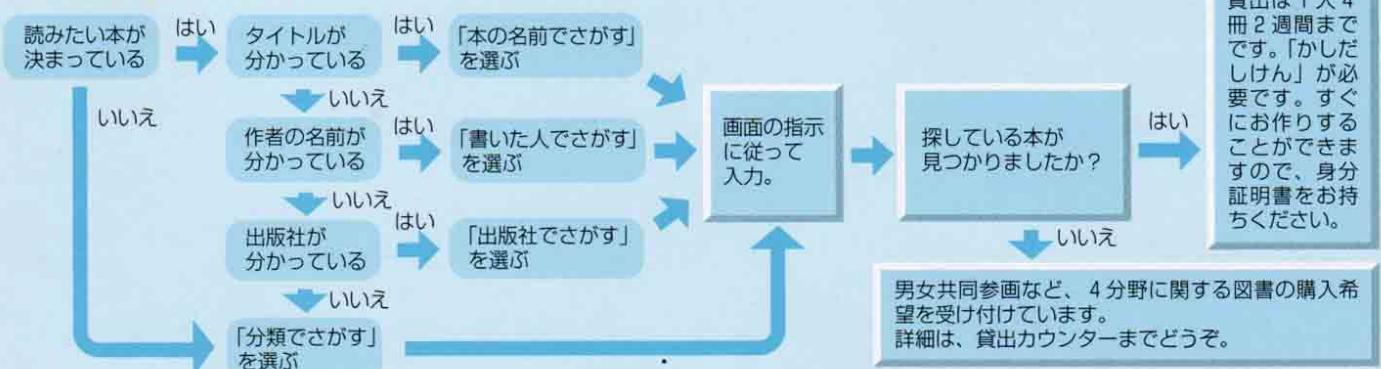
上記の①～③の方法でも離婚できなかった場合、地方裁判所に離婚の裁判を求めることができます。判決によって離婚が決まりますが、多くの場合決着がつくまで弁護士費用等、お金と時間、精神的な負担がかかります。

情報センターからのお知らせ

情報センター（札幌エルプラザ内）TEL. 728-1223 ホームページ: <http://www.danjyo.sl-plaza.jp>

情報センターでは、男女共同参画、消費生活、市民活動、環境に関する図書や資料を扱っています。たくさんの蔵書の中からご希望の図書、視聴覚資料の有無や配架場所が分かる「検索システム」をご存じですか？指などで画面を触るタッチパネル方式ですので、どなたでも簡単に操作できます。お気軽にご利用ください。

〈図書検索システムの流れ〉



※視聴覚資料（ビデオ・DVDなど）や雑誌も同様の方法で検索することができます。

67.8%

出典:平成13年度「男女共同参画に関する意識調査報告書」(札幌市)

この数字は、平成13年度の調査で、20代の女性が職場においてセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ、いわゆるセクハラ)を「自分が直接経験したことがある」「自分の身近な女性で経験した人がある」「自分の身近な男性で経験した人がある」と回答した割合です。

セクシュアル・ハラスメントの経験・見聞き状況



不快と感じる性的な言動を受けたときは、拒否の意思を伝えましょう。一方、職場でセクハラやその兆候を見かけた場合、行為者に対してやめるように注意を促したり、上司等に相談することも大切です。

札幌市男女共同参画センターや北海道労働局雇用均等室では、セクハラに関する相談を受け付けています。

札幌市の主な相談窓口

札幌市男女共同参画センター「男女の人権相談」…728-1226
 北海道労働局総合労働相談コーナー…223-8712
 札幌中央労働基準監督署……………281-4270
 札幌東労働基準監督署……………894-2815

札幌市男女共同参画センター主催事業のお知らせ

●女の心とからだセミナー

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づき、女性の性の健康について心とからだの両面から見つめる講座です。

実施日:7月22日(木) [対象:札幌市に居住または勤務する女性]

7月29日(木) [対象:10代の女性]

時 間:いずれも10:00~12:00

●男女共同参画サロン

「男性学」や「女性学・女性史」の視点から身近な日常生活や文化の中に存在する性による役割分担意識を考えます。

実施日:8月21日(土)

時 間:13:30~16:00

●男性の意識改革講座(子育て編)

男性に対する仕事と家庭生活の両立支援プログラムとして具体的な技術を身に付けます。

実施日:8月24日(火)・28日(土)・31日(火) <全3回>

時 間:19:00~21:00

ただし、8月28日(土)は、10:30~13:30

●男女共同参画センターフェスティバル

実施期間:9月3日(金)~5日(日)

9月3日(金)午後7時から予定している「女と男のトーク・セッション2004」では、香山リカさん(帝塚山学院大学教授)をお迎えして、「男女の自立」をテーマに濱保久さん(北星学園大学教授)との対談を行います。また、4日(土)・5日(日)は、市民団体が企画するワークショップや実行委員会が企画する学習会等を予定しています。お気軽にご参加ください。

※内容、申込方法等詳細は男女共同参画センターまでお問い合わせください。なお、すべての主催事業には、託児(1歳6カ月以上就学前の幼児)があります。

編集後記

男女共同参画センターは、平成15年9月にオープンしました。今年度は、開館1周年を記念して9月3日から3日間の予定で開館記念フェスティバルを行います。実施内容について、現在、公募で集まった実行委員会のメンバーと検討中です。時には楽しく、時には真剣に男女共同参画社会について考え、伝えていくことのできるフェスティバルを目指しています。皆さんからのアイデアもぜひ、お寄せください。お待ちしております。

<お便りお待ちしております>

本誌に対するご意見とともに、男女共同参画センターの主催事業、施設利用などに関するご意見もお待ちしています。はがき、封書、FAXで、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、

札幌市男女共同参画センター
「りぶる さっぽろ」係

までお送りください。

発行日:平成16年6月

発 行:札幌市男女共同参画センター

(管理運営 財団法人札幌市青少年女性活動協会)

住 所:〒060-0808

札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内

電 話:(011) 728-1222 FAX:(011) 728-1229

ホームページ: <http://www.danjyo.sl-plaza.jp>